

最低賃金いろいろ

公益委員 前原 友紀子

2025年度の鹿児島県の最低賃金が時給1026円で確定し、今年11月1日から適用されることとなったというニュースに触れました。初めて時給1000円を超えたという意味でも、過去最大の引き上げ額であったという意味でも、歴史的であり、時代の変化を感じます。物価高騰により実質賃金が低下している状況を考えると賃金水準の引き上げは必要なことかと思われる反面、税や社会保険料の負担が増えないように働き控えが起こる可能性もある、使用者にとっては人件費の増加につながり経営を圧迫する可能性があるなど、様々な懸念が寄せられており、また、鹿児島県の最低賃金は、全国平均と比較すると依然として低いという指摘もされているようです。

ところで、最低賃金の定め方について少し調べたところ、定めぶりは各国様々のようです。

韓国では、金額は地域別ではなく、全国一律の金額です。この定め方であれば日本のように「全国平均より高い、低い」という話は起こらないと思いますが、賃金水準の地域差という問題が起こらない又は解消されるかといえば、話は別かもしれません。

ヨーロッパ諸国では、そもそも法定での最低賃金制度がない国もあるようですが、制度がある国では、未成年者や試用期間中の労働者は最低賃金の適用除外とする又は減額した最低賃金を適用する定め方があります。適用額が変わるタイミングでの雇い止めなどの問題が起こるかもしれません。

少し変わっているのは、アメリカ合衆国の定め方です。連邦法の定めでは、チップをもらう労働者の場合、チップ受給額が年間30ドルより多い場合、最低時給2.13ドル（ただし、チップと使用者が払う賃金の合計が時給7.25ドルに満たないときはこの額に満つるまで賃金を支払う）となっているそうです。各州法の定めにより最低賃金額は増額されているようですが、「チップをもらう労働者」をカテゴライズしていることには驚きました。チップとは、払うも払わないも、いくら払うかも、利用客が自由意思で判断するものではないのか・・・それを最低賃金額の要件に組み込むとは一体どういうことなのか・・・。このような定め方があるのかと、カルチャーショックでした。

どのような時代でも、定め方であっても、労使間には様々な問題や悩みが生じるであろうと思いますが、一委員として解決に尽力してまいりたいと思います。